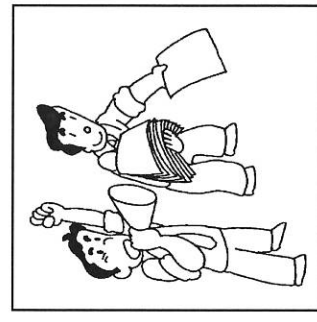




〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2
 日港福会館 5階
 Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622
 メール rouren@kensu.jp
 ホムページ http://www.kensu.jp/
**全国検数労働組合連合
 書記局**



3月24日(金)15:00~16:00 第5回 検数労連17春闘交渉(有額回答指定日) 両協会ゼロ回答。組合は不満を表明！更なる上乗せ行動として 4月2日(日)始業時~3日(月)始業時までの休務権行使を通告！

中央港湾団交が難航していることは一定理解するが、従業員を安心させるために
 本日、有額回答が提示できない事については、不満を表明する。
 要求提出から有額回答指定日まで期間がある中で、主体性がないと言わざるを得ない。

【組合主張】

現在、中央港湾団交が難航しているなかで、貴上げ回答ができる状況にないが、現時点での考え方としては従来回答方式で検討している。

【全日検】

3月初旬に予算会議を行い、回答構築に向けて審議している最中である。

【日検協会】

2017年度計画審議が3月上旬までかかっており、最終的な確認を本日の機関会議で行っているため、本日の有額回答指定日には回答できる状況にないが、現時点での考え方としては、定昇を基本に構築する考えである。

17春闘中央港湾団交決裂に伴う休務権行使の通告(要旨)

- 17春闘要求の前進に向け、3月23日(木)に開催した第4回中央港湾団交において、全国港湾は日港協の回答を不満とし、各加盟単組および各地区港湾に対して『17春闘決裂に伴う実力行使の指示(全国港湾16発第105号)』を発出しました。
 ついては、全国検数労連として全国港湾中央闘争指示に基づき、下記の行動内容で休務権(検数労連中央闘争指令第5号(準備))を行使することを通告します。

記

1. 日時：2017年4月2日(日) 始業時~4月3日(月) 始業時迄
2. 目的：港湾産別要求ならびに検数労連春闘要求の前進をめざす実力行動
3. 内容：具体的な行動内容については、各地区港湾幹事会および各地区港湾執行委員会の決定した内容とする。

以上

第5回 検数労連17春闘交渉

は本日の交渉で一定の回答を提示するべきである。

昨日開催された第4回中央港湾団交で全国港湾は26日(日)の24時間ストライキの更なる上乗せ行動として、4月2日(日)の24時間ストライキを日港協に通告した。

検数労連としても全国港湾に同調すべく、中央港湾団交および検数労連交渉の促進を図るべく4月2日(日)

【定年延長・週休・分母改定について】

14産別協定で日港協は各加盟店社に対して、2025年までに65歳定年延長・分母の改定(150)、2020年までに週休2日制を内部指導するとしています。

この3課題について、両協会ともに労使協議ができる環境を整えるよう求めました。

始業時~4月3日(月)までの休務権行使を通告する。

問題化している。

違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金となる。労働時間の延長限度は、原則として1カ月45時間・1年間360時間だが、限度時間を超えて延長しなければならない特別の事情が生じた時への対策として「特別条項付き36協定」を結ぶなど、例外取り扱いも規定されている。しかし実情として、同協定を結んでいない、あるいは結んだことが労働者に知られていないといった状況で時間外労働などが課せられていることも多く社会

労働基準法36条により、会社は法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える時間外労働及び休日勤務などを命じる場合、労組などと書面による協定(36協定)を結び労働基準監督署に届け出る義務を負う。

時間外労働なしについて労使間で取り結ぶ協定のこと。

【36協定とは...】
 本日の交渉で両協会に対して『3ヶ月単位の変形労働時間』で対応していくことを確認しました。
 各地域労連(支部)においては、本日以降、支部協議を進めてください。

【36協定の対応】

次回交渉：未定(中央港湾団交の推移を見たうえで決定していきます)

3月26日(日) 休務権行使の対応について。

当日、検数労連中央本部で待機していますので、問い合わせ等ありましたら中央本部まで連絡をお願いします。